

千葉美容専門学校奨学金規定

(目的)

第1条 この規程は千葉美容専門(以下本校という)の学生に対する奨学金制度について定める。また、名称は千葉美容専門学校奨学金とする。

(対象者)

第2条 本奨学金は、本校昼間課程に入学後、経済的理由により学費の支払いに援助が必要で、日本学生支援機構など他の貸与型の奨学金制度を利用していない学生を対象とする。

(返済義務)

第3条 本奨学金は原則として貸与するものであり、借受人は第14条に該当する場合を除き、返済の義務を負う。

(貸与時期)

第4条 本奨学金は、第1年次後期、第2次前期、第2次後期に貸与するものとし、一期に限らず重ねて貸与することができる。

(奨学金額)

第5条 奨学金の金額は半期分の授業料及び実習費相当額とする。

(奨学人数)

第6条 本奨学金の対象人数は、若干名とする。

(借受人)

第7条 借受人は学生本人とする。

(選考)

- 第8条 奨学生は、希望者のうちから入学後の出欠状況及び親権者の経済状況を考慮して、学校委員会において選考し、理事長が決定する。
2. 出席状況については、入学後半年で欠席30時間以内、1年で60時間以内とする。
 3. 卒業後、美容室に就職しない学生は選考対象としない。

(契約)

第9条 契約は在学している学生本人と本校の間で締結し、学生の保護者及び他の1名を連帯保証人とする。

(退学)

第 10 条 本校を中途退学した場合は、その時点で借入金を一括して返済しなければならない。

(利息)

第 11 条 本奨学金は無利息とする。

(返済方法)

- 第 11 条 借受人は、卒業した年の 4 月より毎月 1 万 1 千円を返済する。
2. 返済は銀行口座引落によるものとし、借受人は卒業時に本校指定の銀行に本人名義の講座を開設すること。
 3. 前項の銀行口座が残高不足で請求額の引落しができなかった場合は、翌月の引落日に当月分と併せて引き落とす。
 4. 返済が滞った場合には、本人及び連帯保証人に学校長より督促する。

(返済期間)

- 第 12 条 借受人は卒業後 8 年以内に返済を完了しなければならない。ただし疾病、失業などやむを得ない事情により返済が困難となった場合には学校委員会で検討する。
2. 繰上げ返済を規模する場合は、残額の全部または一部を繰上げて返済することができる。

(返済免除)

- 第 14 条 卒業後、千葉県内組合店に就職した場合、半期分貸与された者は 2 年、2 半期分貸与された者は 4 年、3 半期分貸与された者は 6 年間勤続し、返済を続けた者に限り、以後の返済は免除される。
2. 前項の期間内に転職した場合、転職先が千葉県内組合店であれば返済免除の条件期間を通算できる。
 3. 繰上げ返済の場合は、返済免除はない。

(その他)

第 15 条 そのほか本規定に定めのない事項については、学校委員会において決定する。

(附則)

本規定は平成 16 年 4 月 1 日より適用する。
本規定は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。